

広島城基本構想（素案）

令和 2 年 1 月

広島市

目次

第1章 基本構想策定の背景・目的等	1
1-1 基本構想策定の背景・目的	1
1-2 基本構想の位置付け	2
第2章 今後の取組の基本的な考え方（コンセプト）	5
2-1 中央公園の今後の活用に係る基本方針（素案）	5
2-2 広島城全体に関する基本的な考え方（コンセプト）	6
2-3 各エリアに関する基本的な考え方（コンセプト）	8
第3章 空間づくりのイメージ	12
3-1 天守閣（広島「歴史」を幅広く学び、体験できる場）	12
3-2 二の丸復元建物（「城」の役割・機能や「伝統文化」を学び、体験できる場）	12
3-3 本丸・二の丸（広島城ならではの重層的な「歴史」を体感できる場）	13
3-4 三の丸（広島城への来訪者のおもてなし拠点）	14
第4章 その他の取組の方向性	20
4-1 運営・体制	20
4-2 広報・情報発信	21
4-3 周辺施設との連携	21
4-4 アクセス	22
4-5 イベント	22
4-6 最新技術の活用	23
4-7 史跡広島城跡外の歴史スポットの活用	23
第5章 天守閣の耐震診断調査結果を踏まえた今後の対応	24
5-1 今後の検討の進め方	24
5-2 検討の留意点	24
第6章 事業推進のあり方	25
6-1 取組内容の柔軟な見直し	25
6-2 フォローアップの実施	25
第7章 今後のスケジュール	26
参考資料	27

第1章 基本構想策定の背景・目的等

1-1 基本構想策定の背景・目的

(1) 歴史・文化の発信拠点としての広島城の魅力の向上

広島城は、江戸時代には政治・軍事の拠点かつ城下町の形成・発展の核として機能してきた。また、明治時代の廃藩置県後には日清戦争に伴い大本営が設置され、その敷地のほとんどが軍用地となるなど軍都広島としての役割も担ってきた。原爆により旧天守閣は倒壊したが、戦後鉄筋コンクリート造により再建され、現在史跡広島城跡内には、復元天守だけでなく、大本営跡や原爆投下の第一報を発したとされる中国軍管区司令部防空作戦室跡（以下「防空作戦室跡」という。）といった旧軍関連遺構や被爆樹木など、築城から原爆投下を経て戦後復興に至るまで広島が歩んできた歴史を刻む拠点が多数残されている。

こうした背景を有する広島城は、現在の広島の発展の礎が築かれた中世・近世・近代の歴史や文化について学び、体感する上で重要な役割を担ってきた。さらに、令和元年度は浅野氏広島城入城 400 年記念事業が多数展開されるなど、歴史・文化の発信拠点としての広島城への関心が高まりつつある。

一方で、天守閣は再建から 62 年が経過し、耐震診断調査を踏まえた建物の耐震性を確保するための対応が必要な状況にある。また、築城 400 年を記念し、平成 6 年に復元が完了した二の丸復元建物の本格的な利活用は、平成 28 年度から始まったばかりであり、現在は試行的な取組も多いことから、更なる利活用のあり方について検討が必要である。

このような状況の中、広島城の歴史・文化の発信拠点として魅力を更に向上させるための方策について、「広島城のあり方に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）において検討を行ってきた。

(2) 観光拠点としての魅力向上を通じた都心のトライアングルの回遊性の向上

史跡広島城跡が位置する中央公園は、戦災復興のシンボルとして整備され、都心における緑豊かな空間として本市の個性と魅力ある都市空間の形成に大きな役割を果たしてきた。しかしながら、中央公園、平和記念公園、紙屋町・八丁堀地区を結ぶ都心空間のトライアングルの回遊性は、これまで必ずしも十分ではない状況にあった。

このような状況の中、中央公園については、平成 23 年 10 月に旧広島市民球場跡地委員会を設置して以降、累次の議論が行われてきたが、令和元年 5 月に「サッカースタジアム建設の基本方針」が策定され、サッカースタジアム（以下「スタジアム」という。）の建設場所を中央公園広場とすることが決定した。これにより、球場跡地を含む中央公園全体を見据えた活用方策に

について、具体的に検討を進められる状況となったことから、令和元年8月に設置した「中央公園の今後の活用に係る有識者会議」において議論が行われ、「中央公園の今後の活用に係る基本方針」策定に向けた作業が進められている。

今後、こうした流れの中で、スタジアムが令和6年に開業を予定するなど、広島城を巡る環境や人の流れは大きく変化することが見込まれる。中央公園全体やスタジアムを巡る議論の動向も踏まえながら、中央公園の一角に位置する広島城の魅力向上を通じた都心空間のトライアングルの回遊性向上のための方策について、懇談会において検討を行ってきた。

1-2 基本構想の位置付け

史跡広島城跡を長い将来にわたって適切に保存し、かつ有効に活用するための基本的方針として、「史跡広島城跡保存管理計画」（以下「保存管理計画」という。）が昭和63年4月に策定された。また、保存管理計画を踏まえ、その具体的展開を図るため、史跡広島城跡整備の基本的方向（方針）とその具体化について体系的に明らかにし、その整備を総合的かつ計画的に行うための指針として、「史跡広島城跡整備基本計画」（以下「整備基本計画」という。）が平成元年3月に策定された。

本基本構想は、1-1で述べた問題意識を踏まえ、広島城全体と広島城を構成する各エリアの基本的な考え方（コンセプト）を示しながら、整備基本計画で示された方向性のうち取組が十分に行われていない事項や優先的に推進すべき事項を抽出するとともに、整備基本計画では詳細に示されていない事項（かつての三の丸のうち、史跡に隣接する都市計画道路で囲まれた部分（以下「三の丸」という。）の施設整備、最新技術の活用、ソフト面の取組等）に関する方向性を示すなど、今後の取組の基本的な指針として策定するものである。

なお、文化財保護法では、国指定文化財等の所有者等が、その保存・活用の考え方や具体的な取組の内容を定めた基本的な計画である「保存活用計画」を策定することができるとされていることから、将来的に関係機関等との協議の下、史跡広島城跡に関する保存活用計画の策定に向けた議論を行うことも考えられる。

参考資料①

○史跡広島城跡整備基本計画（平成元年3月策定）（抜粋）

第1章 総論

2 計画の性格と役割

…（前略）…また、本計画は、整備の指針となる性格であるとともに、その実現には長期を要するものである。そのため、計画を具体化する段階においては、計画全体の整合性

を保ちながら、その内容及び細部についての検討も行う必要がある。

○文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）（抄）

（史跡名勝天然記念物保存活用計画の認定）

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という。）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

2 史跡名勝天然記念物保存活用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 略

二 当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用のために行う具体的な措置の内容

三・四 略

3 前項第二号に掲げる事項には、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為に関する事項を記載することができる。

4 文化庁長官は、第一項の規定による認定の申請があつた場合において、その史跡名勝天然記念物保存活用計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画の実施が当該史跡名勝天然記念物の保存及び活用に寄与するものであると認められること。

二 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

三 第百八十三条の二第一項に規定する文化財保存活用大綱又は第百八十三条の五第一項に規定する認定文化財保存活用地域計画が定められているときは、これらに照らし適切なものであること。

四 当該史跡名勝天然記念物保存活用計画に前項に規定する事項が記載されている場合には、その内容が史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為を適切に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

5 略

○文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針（平成 31 年 3 月 4 日文化庁策定）（抜粋）

VI. 保存活用計画

1. 趣旨

保存活用計画は、国指定文化財及び登録文化財を対象に、その所有者又は管理団体（ただし、重要無形文化財については保持者、保持団体、地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者、重要無形民俗文化財については地方公共団体その他その保存に当たることが適当と認められる者。以下「所有者等」という。）が作成するものであり、各文化財の個別の状況に応じて、その保存・活用の考え方や所有者等において取り組んでいく具体的な取組の内容を位置付けた、個々の文化財の保存・活用を進めていくための指針となる基本的な計画である。保存活用計画において、個々の文化財の保

存状態や管理状況等の現状と、次世代への継承に向けて直面する課題を整理し、保存・活用を図るために必要な事業等の実施計画を定め、これに基づいて中・長期的な観点からの取組が進められることとなる。保存活用計画の作成・推進を通じて、当該文化財の保存・活用に関する基本的な考え方や、厳密に保存すべき箇所と改変が許容される部分・程度等が明確化され、所有者等が自らの判断に基づき、迅速に修理や活用を図ることができること、また、保存・管理の的確性が向上し、特定の行為を行う場合に必要な許可や届出など法に基づく手続等が分かりやすくなること、さらに、保存・活用のために必要な事項が地域住民や行政等にも“見える化”され、所有者等だけでは対応が難しい部分への支援強化が見込めることなどの効果が期待される。なお、都道府県・市町村指定文化財や記録作成等の措置を講ずべき無形文化財・無形民俗文化財等の法において保存活用計画に関して規定されていない文化財についても、必要に応じて保存活用計画を作成する場合には、本指針を踏まえたものとするのが有効である。

第2章 今後の取組の基本的な考え方（コンセプト）

2-1 中央公園の今後の活用に係る基本方針（素案）

中央公園の今後の活用に係る基本方針（素案）では、中央公園はその様々な特性を生かしつつ、欧米の成熟した都市の類似例に見られるようなシンボリックな空間となるよう、3つの空間特性を備えたものとするを基本理念としている。

また、同基本方針（素案）において、広島城は、国際平和文化都市の顔として、広島を歴史を踏まえつつ、質の高い文化・芸術・スポーツを満喫することができる、また発信する空間である「文化を醸し出す空間」として整理されている。さらにその中でも、広島城の築城から始まった広島を肌で感じてもらうことができるよう、歴史的な雰囲気醸し出す中心的なゾーンである「歴史ゾーン」として整理されている。

参考資料②

○中央公園の今後の活用に係る基本方針（素案）（令和元年11月）（抜粋）

5 活用に当たっての基本的な考え方

(1) 理念

中央公園の持つ様々な特性を生かしつつ、欧米の成熟した都市の類似例に見られるようなシンボリックな空間となるよう、3つの空間特性を備えたものとする。

【にぎわいの空間】

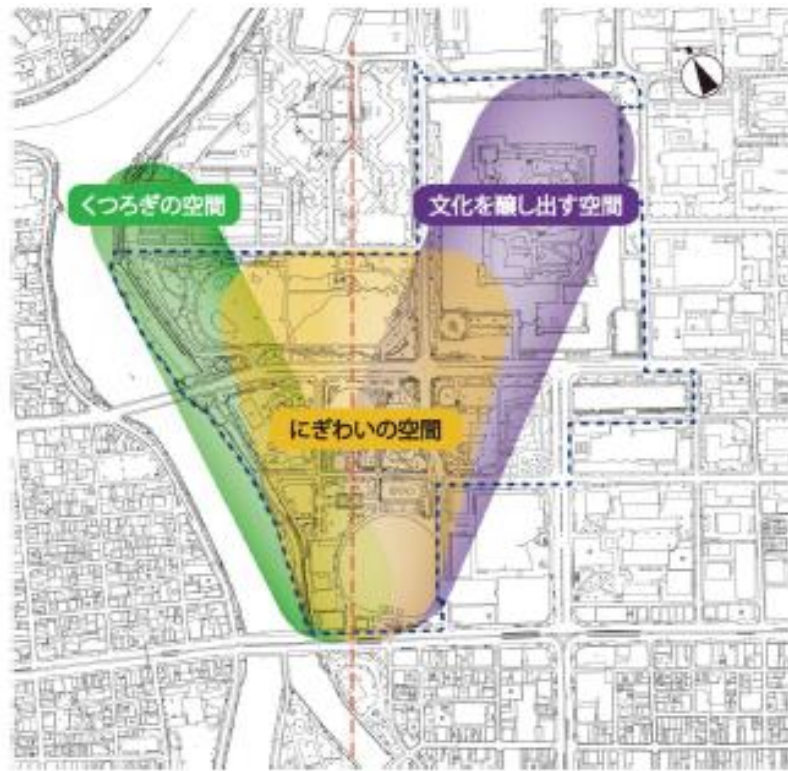
若者を中心とする多くの市民や平和記念公園を訪れる観光客を引き付ける、魅力あるにぎわいの空間とする。

【くつろぎの空間】

広島特性である「水」と「緑」を生かしながら、都心における花と緑にあふれたくつろぎの空間とする。

【文化を醸し出す空間】

国際平和文化都市の顔として、広島を歴史を踏まえつつ、質の高い文化・芸術・スポーツを満喫することができる、また発信する空間とする。



6 中央公園及び周辺地域を含めた空間づくりの方向性

(1) ゾーニング及び施設の再配置等に関する取組

○歴史ゾーン

広島城の築城から始まった広島の歴史を肌で感じてもらうことができるよう、歴史的な雰囲気醸し出す中心的なゾーンとする。

2-2 広島城全体に関する基本的な考え方（コンセプト）

本基本構想では、整備基本計画において定められた史跡広島城跡整備に関する目標（①広島を歴史を継承し、かつ体験できる場 ②広島らしい風景を持つ空間 ③人々に親しまれ、多様な機能を発揮するオープンスペース ④都市観光の拠点 の4点。以下「整備目標」という。）の趣旨や中央公園全体におけるゾーニングの基本的な考え方を踏まえつつ、整備基本計画に基づく取組の進捗状況やその後の状況変化等も勘案し、今後当面の取組の指針となる基本的な考え方（コンセプト）を次のとおり設定するものである。

【基本的な考え方（コンセプト）】

- ① 重層的な歴史性を基本とした魅力づくり
(広島城内の回遊性向上)
- ② 来訪者目線に立った公園運営
- ③ 広島観光のネットワーク拠点
(広島城内外の回遊性向上)

【整備目標（参考）】

- ① 広島を歴史を継承し、かつ体験できる場
- ② 広島らしい風景を持つ空間
- ③ 人々に親しまれ、多様な機能を発揮するオープンスペース
- ④ 都市観光の拠点

＜基本的な考え方①（重層的な歴史性を基本とした魅力づくり（広島城内の回遊性向上））＞

整備目標①において、「時代的、性格的に異なる遺構を、江戸時代後期の城郭の形態を基準とする中で調和させながら保存・活用し、“歴史の拠点”として、広島を歴史を継承かつ、体験できる面的広がり一体性を有した野外博物館的機能を発揮するよう整備する必要」があり、「歴史性を基本とした魅力づくりが重要となる」と述べられている。

このことは本基本構想においても最も重要なコンセプトと考えられる。すなわち、広島を重層的な歴史を生かした「歴史性を基本とした魅力づくり」を進めることで、来訪者が天守閣だけでなく広島城全体をパッケージとして見て回り、これまで十分でなかった広島城内の回遊性向上を図る必要がある。

＜基本的な考え方②（来訪者目線に立った公園運営）＞

整備目標③において、「広島城跡は史跡であるとともに、中央公園の一角でもあり、都心に位置するまとまったオープンスペースとしての役割も果している」と述べられている。

近年は都市公園において民間活力の導入により経費を削減しながら公園の魅力を向上させる事例も見られる。中央公園の一角に位置する広島城についても、公物管理の視点にとどまらず、来訪者目線に立った公園運営により、公園としての魅力を高め、市民をはじめとする来訪者の憩いの場所にふさわしい空間づくりが重要と考えられる。

＜基本的な考え方③（広島観光のネットワーク拠点（広島城内外の回遊性向上））＞

整備目標④において、「都市観光の拠点づくりという視点も含めて整備を図る

ことが重要」であり、「周辺の拠点施設のネットワークの中で、史跡広島城跡を都市観光の拠点としても位置づけ整備することは、広島を訪れた人に対し、広島の歴史・文化を体験的に伝え、より深い広島への理解と印象を得ることにつながる」と述べられており、観光的な側面から広島城外とのネットワーク化を図るという視点は重要と考えられる。

なお、整備目標②において、「広島城跡を活かした景観づくりに加え、サイン施設等を整備し、広島城跡と周辺の平和公園などの拠点とのネットワークを形成し、魅力的な都市空間づくりをめざすことも重要」と述べられており、景観的な側面から広島城外とのネットワーク化を図るという視点も重要と考えられる。

中央公園全体やスタジアムについて議論が進められ、広島城を巡る環境や人の流れは大きく変化することが見込まれる中、広島城を「広島観光のネットワーク拠点」と位置づけることにより、都心空間のトライアングルの回遊性向上を図る必要がある。

2-3 各エリアに関する基本的な考え方（コンセプト）

(1) 「歴史」と「城」の2大テーマ

「歴史性を基本とした魅力づくり」を進める上で、城の役割や機能に着目した展示等がこれまで十分ではなかったことや、城自体に興味を有する来訪者が多いことを踏まえ、広島城を中心として広島が歩んできた「歴史」をテーマとするだけでなく、「城」そのものについてもテーマとし、城が有した役割や機能を分かりやすく伝える必要がある。「歴史」と「城」の2大テーマに基づく魅力発信を図っていく。

なお、平成6年に復元が完了した二の丸復元建物については、発掘調査の結果を基に木造で江戸時代の姿に蘇った建物であるが、建物が有する魅力や城の一部として果たしてきた役割や機能などを来訪者に十分伝えることができていなかったことから、復元事業の趣旨を生かす観点からも、天守閣は「歴史」、二の丸復元建物は「城」に関するテーマを主に扱うという形で、役割分担を図ることとする。

(2) 広島城の特徴

全国に多数ある城郭と比較すると、広島城固有の特徴として主に次の3点が挙げられ、取組を進める上でこれらの特徴を十分活かすことが望ましいと考えられる。

- ① 日本を代表する平城の一つ
- ② 広大な水堀の存在
- ③ 原爆投下に関する歴史を刻む拠点

(3) 各エリアに関する基本的な考え方（コンセプト）

2-2の広島城全体に関する基本的な考え方（コンセプト）に基づき取組を進めるため、各エリアに関する基本的な考え方（コンセプト）についても次のとおり定める（詳細は次章参照）。

- ① 天守閣……………広島「歴史」を幅広く学び、体験できる場
- ② 二の丸復元建物…「城」の役割・機能や「伝統文化」を学び、体験できる場
- ③ 本丸・二の丸……………広島城ならではの重層的な「歴史」を体感できる場
- ④ 三の丸……………広島城への来訪者のおもてなし拠点

(4) 留意点

取組の推進に当たっては、来訪者が「非日常」を感じることができる空間づくりや、特に若者を含めた幅広い世代の来訪者への魅力を意識した空間づくりの観点に留意する。

参考資料③

○史跡広島城跡整備基本計画（平成元年3月策定）（抜粋）

第1章 総論

4 史跡広島城跡整備の目標・方針

…（前略）…これらを踏まえ、「史跡広島城跡保存管理計画書」で示されている4項目の広島城跡の位置づけを、史跡広島城跡整備の目標とする。

- ・広島「歴史」を継承し、かつ体験できる場
- ・広島らしい風景を持つ空間
- ・人々に親しまれ、多様な機能を発揮するオープンスペース
- ・都市観光の拠点

① 広島「歴史」を継承し、かつ体験できる場

広島城跡は、無論城郭の遺構として広島「都市」の起源や武家社会の歴史・文化を学習・体験できる数少ない貴重な歴史的遺産であり、文化財でもある。

同時に広島城跡は、明治以降の軍都の中心としての経緯もあり、現在においても大本営跡等の旧軍関連の遺構が存在している。このうち大本営跡については、近代以降の広島「歴史」を理解する上で、必要不可欠なものであり、国際平和文化都市をめざす広島市にとって、歴史に刻み、継承する重要な意味を有している。

従って、これら時代的、性格的に異なる遺構を、江戸時代後期の城郭の形態を基準とする中で調和させながら保存・活用し、“歴史の拠点”として、広島「歴史」を継承かつ、体験できる面的広がりと一体性を有した野外博物館的機能を発揮するよう整備する必要がある。そして、“拠点”とは“広域的拠点”、つまり、広域的に影響する吸引力を持つことが望まれ、そのためには“量”だけでなく“質”も重要であり、歴史性を基本とし

た魅力づくりが重要となる。

② 広島らしい風景を持つ空間

建物の高層化が進展する中で、天守閣のランドマークとしての役割は限定的なものとなってきた。しかし、広島城跡は都心に位置し、主要な道路網（軸線）と交差した状況にあることから、広島城跡を活かした都市空間を創出し、広島らしさを感じさせる個性的な空間づくりが望まれる。

特に、鯉城通りの軸線が城跡と交差する付近には、二の丸（平櫓・多門櫓・太鼓櫓跡）が位置し、それを活かしたビスタを形成することができる。また、縮景園と城跡を結ぶ軸線等においても、城跡を活かしたビスタ形成の可能性がある。

これらが実現すれば、広島城跡（歴史拠点）と中心的業務地区（商業・交通拠点）、県立美術館・縮景園（文化拠点）等の結びつきが景観的に強化され、広島城跡への誘導性も高まることになる。さらに、周辺の主要な建築物や中央公園からの展望も可能であり、それらへの計画的な展望空間の確保が望まれる。

これら広島城跡を活かした景観づくりに加え、サイン施設等を整備し、広島城跡と周辺の平和公園などの拠点とのネットワークを形成し、魅力的な都市空間づくりをめざすことも重要となる。

③ 人々に親しまれ、多様な機能を発揮するオープンスペース

広島城跡は史跡であるとともに、中央公園の一角でもあり、都心に位置するまとまったオープンスペースとしての役割も果している。被爆後においては、灰塵と化した中であって、緑化が積極的に進められ、また、被爆樹木の幾つかは芽を吹き返し、現在では緑豊かな空間として、堀や石垣といった城跡としての形態を伴いながら、中央公園の特色を形づくっている。また、樹木の中には、景観阻害要素を隠蔽するなど、景観的な役割を果している場合や、訪れた人々の憩いの場、うるおいを感じる要素として城跡に不可欠な場合もある。

しかし、樹木の繁茂や城跡にふさわしくない樹木の存在によって、城跡としての景観が弱まっていることは事実であり、さらに、根によって石垣等の遺構の破壊も問題として生じている。

従って、これら問題樹木については、史跡整備の観点からそれぞれの特性に応じながら、適切な対策を講じる必要がある。また、広島城跡においては、前記のように樹木は必要な要素であり、城跡としての歴史性を活かし、それと調和させながら、都市における緑の空間を確保する必要がある。そして、このことを実現するための性急な対応は望ましくなく、原則としてゆるやかに樹木の再整備を図ることが肝要である。

④ 都市観光の拠点

史跡広島城跡の年間利用者数は、現在およそ 100 万人と推計されるが、その 4 割強は、正月 3 ヶ日の広島護国神社への参拝者である。また、城跡の利用目的についてみると、文化財に接するという目的での利用者は少なく、利用者の居住地は、市内及びその周辺地域が主体となっている。（史跡広島城跡における利用状況調査報告書～昭和 63 年 3 月）

このような利用状況に加えて、100 万都市の中心部に中央公園の一角として立地して

いることや、近接地の平和公園では、年間百数十万人が平和学習等で利用していることを考慮すると、史跡広島城跡の利用者数は、必ずしも多いとはいえない。そのことは、広島の都市空間に存在する拠点施設のネットワーク形成と史跡広島城跡自体の特性を活かした魅力づくりが十分でないことにもつながる。

従って、前記の3項目を目標とした史跡広島城跡の整備を推進する必要があるが、その場合、都市観光の拠点づくりという視点も含めて整備を図ることが重要となる。つまり、周辺の拠点施設のネットワークの中で、史跡広島城跡を都市観光の拠点としても位置づけ整備することは、広島を訪れた人に対し、広島の歴史・文化を体験的に伝え、より深い広島への理解と印象を得ることにつながるのである。

第3章 空間づくりのイメージ

3-1 天守閣（広島の「歴史」を幅広く学び、体験できる場）

(1) コンセプト

広島城天守閣を切り口に、広島の「歴史」を幅広く学び、体験できる空間づくりを目指す。

(2) 主なターゲット

予備知識の少ない観光客を主なターゲットとして想定する。市民、観光客のいずれの来訪者も時間的に制約があることを考慮し、誰にでも分かりやすく理解が容易に深められる展示を目指す。

(3) 二の丸復元建物との役割分担

必ずしも十分な展示環境ではないものの、二の丸復元建物と比較し実物展示に適した展示環境であることから、実物展示を中心とする。

なお、二の丸復元建物のコンセプトを「城」の役割・機能や「伝統文化」を学び、体験できる場とすることから、天守閣内の展示の一部移管を検討する。

(4) 展示の留意点

展示空間のデザインを含め個々の展示物の展示方法の工夫といった観点にも留意しながら、観光客をはじめとする予備知識の少ない来訪者にも分かりやすく、理解が容易に深められる展示とする。また、外国人観光客の増加も踏まえ、多言語対応を進める。

(5) 耐震診断調査結果を踏まえた柔軟な見直し

耐震診断調査結果を踏まえ、天守閣の耐震改修又は木造再建など今後の方向性について検討する必要があるが、いずれの方向性においても天守閣内部の展示面積の減少が見込まれることから、展示面積の具体的な減少幅も踏まえ、必要に応じて柔軟な見直しを行う。

3-2 二の丸復元建物（「城」の役割・機能や「伝統文化」を学び、体験できる場）

(1) コンセプト

築城400年を記念して復元された二の丸復元建物を切り口に、「城」の役割・機能や「伝統文化」を学び、体験できる空間づくりを目指す。

「伝統文化」のテーマに関しては、伝統文化を体験できるイベントや伝統文化に関する企画展示の実施などを想定する。

(2) 主なターゲット

予備知識の少ない観光客を主なターゲットとして想定する。市民、観光客のいずれの来訪者も時間的に制約があることを考慮し、誰にでも分かりやすく理解が容易に深められる展示を目指す。

(3) 天守閣との役割分担

空調等が整備されておらず、実物展示に適さない展示環境であることから、パネル展示、模型や映像演出等を中心とする。

なお、二の丸復元建物のコンセプトを「城」の役割・機能や「伝統文化」を学び、体験できる場とすることから、天守閣内の展示の一部移管を検討する。

(4) 展示の留意点

木造により復元された建物の内観・外観を生かした展示空間づくりといった観点にも留意しながら、観光客をはじめとする予備知識の少ない来訪者にも分かりやすく、理解が容易に深められる展示とする。また、外国人観光客の増加も踏まえ、多言語対応を進める。

3-3 本丸・二の丸（広島城ならではの重層的な「歴史」を体感できる場）

(1) コンセプト

大本営跡や防空作戦室跡といった旧軍関連遺構や被爆樹木など江戸時代とは時代的・性格的に異なる遺構等を通じて、広島为重層的な「歴史」を体感できる空間づくりを目指す。

なお、原爆投下に関する歴史を刻む拠点の一つという、全国の他の城郭と比較した場合の広島城固有の特徴を踏まえ、ピースツーリズムの観点での活用には特に留意する。

(2) 最新技術の活用

本丸・二の丸は史跡内にあり現状変更等の規制の対象であるものの、重層的な「歴史」を体感できる空間づくりを目指すため、AR・VRなどの最新技術の活用により、往時の建物等の様子を体感できる仕組みの導入を検討する。

(3) 植栽をはじめとする公園環境の改善

整備基本計画において、本丸上段や下段から天守閣の可視領域を確保するなど景観への配慮が盛り込まれているが、これまで整備基本計画に基づいた取組が十分に行われず、本丸・二の丸のほとんどの場所から天守閣が見え

ない状況にある。

来訪者が天守閣を眺めながら本丸・二の丸を快適に歩いて楽しんでもらうことができ、かつ憩いの場となるよう、植栽や歩道などの公園環境の改善を着実に進める。

参考資料④

○史跡広島城跡整備基本計画（平成元年３月策定）（抜粋）

第２章 総合計画

３ 景観計画

(3) 城跡内からみた景観

① 本丸上段

ア．天守閣等への方向

○天守閣の可視領域の拡大

- ・本丸上段は、城跡の中心部であるとともに、天守閣の足元に当たり、天守閣とは一体の空間として位置づけられるものである。従って、本丸上段のほぼ全体から直接的に、あるいは樹木を透して天守閣を視覚できるように、その可視領域を拡大し、景観的な一体性を創出する。

② 本丸下段

ア．天守閣等への方向

○主要ポイント・ゾーンにおける天守閣の可視領域の確保

- ・本丸下段の主要動線上や遺構を活用した空間などの一部に、樹木越しあるいは樹木を透して視覚できる天守閣の可視領域を確保し、城跡としての歴史性と天守閣への誘導性を高める。

(4) 防空作戦室跡の公開に向けた検討プロセス

原爆投下の第一報を発したとされ、平和学習等のため学校関係者などに公開していた防空作戦室跡は、老朽化による天井のコンクリートの剥落等が進行していることから、その安全性を考慮し、平成 29 年度当初から一般公開を中止している。

このため、所有者である国を含む関係機関等とも十分連携しながら、劣化状況の調査や安全性、保存工事手法など、施設の保存・公開に向け検討する。

３－４ 三の丸（広島城への来訪者のおもてなし拠点）

(1) コンセプト

広島城への来訪者は増加傾向にあるものの、整備基本計画において三の丸に整備することとされている飲食・物販施設や観光案内所などの便益施設はこれまで十分に整備されておらず、観光客・市民を対象としたニーズ

調査や企業を対象としたサウンディング調査でも三の丸に求める施設として上位を占めている。広島城をじっくり見て回ってもらい、また広島観光のネットワーク拠点として位置付ける上でも、これらの機能を中心に導入を図り、広島城への来訪者の「おもてなし拠点」を目指す。

(2) 具体的に導入が想定される機能

① 飲食・物販施設

広島ならではの「食」を味わうことのできるお店、ゆっくりくつろげるカフェなどの飲食施設や、観光客が楽しめるお土産物屋など、来訪者のニーズが特に高いと考えられる機能の導入を検討する。

なお、水堀と天守閣を背景としたロケーションを活かすことや、例えば江戸時代風の意匠とするなど歴史的深みのある空間づくりの観点にも留意する。

② イベント広場

広島の文化として脈々と受け継がれてきた神楽をはじめとする催しを鑑賞したり、食事をとりながら憩い、くつろげる空間づくりを検討する。

③ 展示空間

広島城の目玉となる収蔵品などを展示・活用し、歴史を肌で感じてもらうことで、天守閣や二の丸の本格的な展示を見たいくなるよう、来訪者を誘導できるような展示空間づくりを検討する。

④ 観光案内所

広島城の見どころや周辺の観光スポット等の情報をワンストップで入手できる観光案内所の設置を検討する。

⑤ バス乗降場

三の丸へのアクセス改善及びにぎわい施設の利用者の利便性向上のため、バス乗降場の設置を検討する。

参考資料⑤

○活力と魅力ある都心空間づくりに関する提言（令和元年10月広島商工会議所策定）（抜粋）

2. 中央公園広場周辺の魅力づくり

(1) 広島城エリア

- ・築城当時の風情を感じることができる町並みや施設の中で、楽しみながら歩き、憩い、交流することができる環境の整備
- ・広島城跡や観光バス駐車場への広島の魅力を高める地域の食文化や歴史・伝統、城の魅力などを発信する施設などの整備

広島の新鮮かつ旬の食材を使った“広島食”を堪能することができる食事処、広島の特産品・土産品などの各種商品小売施設、コンビニエンスストア、産直市場、和スイ

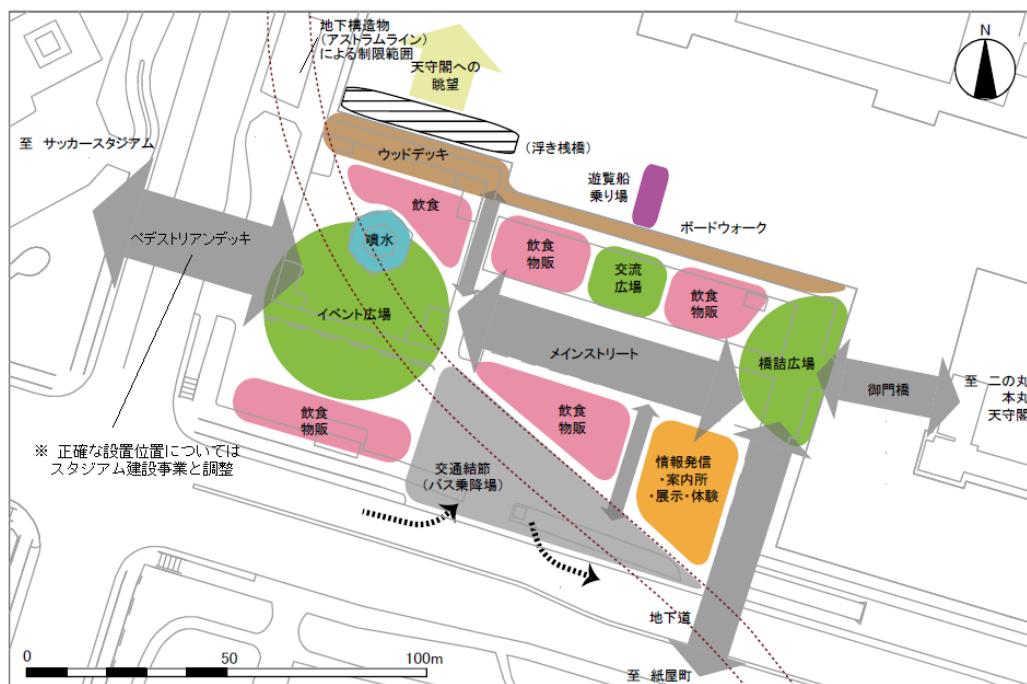
ーツ店・カフェ・レストランなどの飲食施設、広島や広島城の歴史を学ぶことができる体験学習施設、侍・忍者・町娘・戦国武将・着物・浴衣などの衣装レンタル・写真撮影サービス施設、日本文化の体験施設（茶道・書道・日本料理・そば打ち・餅つき・手工芸・折り紙・三味線・人力車夫・和太鼓・浮世絵版画刷り・日本舞踊など）、観光案内所など

- ・イベントなどに利用することができるオープンスペースやステージなどの整備
- ・観光バス乗降場の整備
- ・多彩なイベントの開催（茶会など）
- ・夜間の魅力向上に向けた取り組みの推進（年間を通じた広島城のライトアップ、城壁面を利用したプロジェクション・マッピングなど）
- ・シャワー室やロッカールーム、パウダールーム、更衣室などを備えるランナーやサイクリストを対象としたサポート施設の整備
- ・“手ぶらRUN”を可能とする充実したサービスの提供（ウェア・タオル・シューズなどのレンタルサービス提供など）
- ・走りやすいランニングコースへの再整備（足にやさしい走路素材の使用、100mごとの距離表示設置など）

参考資料⑥

〇三の丸への機能導入のイメージ図

（※あくまでイメージ例であり、具体的なゾーニング等は今後検討予定）



- (3) スタジアム及び中央公園広場等における賑わい機能等との調整
今後予定する具体的な施設整備計画（以下「三の丸整備基本計画」とい

う。)の立案等に当たっては、スタジアム建設、中央公園広場整備及び旧広島市民球場跡地整備等、中央公園の他の事業で検討されている賑わい機能等との機能面の役割分担の観点にも留意しながら、連携・調整を図る。

(4) 機能導入に当たっての環境整備

① 観光バス駐車場の移転

三の丸への新たな機能導入に必要な事業用地を確保するため、三の丸に立地する観光バス駐車場の中央バレーボール場への移転に向けて検討する。

② 浄化槽

三の丸への新たな機能導入に必要な事業用地を確保するため、三の丸に立地する浄化槽について調査を行った上で、必要な対応について検討する。

③ モニュメント（噴水）への対応

三の丸への新たな機能導入に当たっては、三の丸に立地するモニュメント（噴水）が現在の場所に配置された経緯等も十分に考慮しながら、検討する。

参考資料⑦

○広島市公共施設等総合管理計画（平成 29 年 2 月）（抜粋）

第 4 章 ハコモノ資産の取組方針

3 施設ごとの更新に関する方針

施設	基本的な考え方
中央バレーボール場	屋内のバレーボールが実施可能な施設が充実してきており、当該施設の必要性が薄れてきていることから、今後の中央公園のあり方検討の中で、廃止を含めて施設のあり方を検討します。この検討の結果、廃止となった場合には、その跡地は、土地所有者である中国財務局と協議の上、広島城活性化のための付帯施設用地として活用するなど、近隣施設の機能や利便性の向上に資する方向で活用を検討します。

○中央公園の今後の活用に係る基本方針（素案）（令和元年 11 月）（抜粋）

6 中央公園及び周辺地域を含めた空間づくりの方向性

(1) ゾーニング及び施設の再配置等に関する取組

○歴史ゾーン

【短期的な取組み（概ね 5 年後まで）】

- ・中央バレーボール場の廃止を検討し、廃止する場合には、観光バス駐車場（約 60 台）を整備する。

(5) 民間活力の活用

近年都市公園の活用において民間活力を活用した事例が増えていることから、三の丸の施設整備等においても、民間活力の導入により経費の削減だけでなく公園の魅力向上を図ることができるよう、具体的なスキームを検討する。

また、他都市の事例（公園内の駐車場利用料を指定管理者の収入とし、にぎわい施設を含む公園の魅力向上に還元する事例等）も踏まえながら、現在利用料が無料の三の丸観光バス駐車場の移転が実現した場合の新駐車場のあり方についても検討する。

参考資料⑧

○広島市行政経営改革推進プラン（素案）（令和元年 12 月）（抜粋）

3 行政経営改革の目標

(1) 市民本位の行政サービスの提供

また、施設整備等の大きなコストを伴う行政サービスの展開に当たっては、市民サービスの向上とコスト縮減の両立を図るため、民間の資金やノウハウなどを活用する。

4 具体的な取組

【各取組の概要】

(1) 市民本位の行政サービスの提供

③広島城の魅力の向上

【内容】

・…（前略）…現在は観光バスの駐車場等としての活用にとどまっている三の丸については、民間活力の導入により、例えば、江戸期の広島を想起するようなにぎわい施設等の整備を行うなど、…（後略）…。

○中央公園の今後の活用に係る基本方針（素案）（令和元年 11 月）（抜粋）

5 活用にあたっての基本的な考え方

(2) 空間づくりに当たって留意すべきポイント

イ 民間活力を活用した公共空間の利活用

近年、都市公園の活用にあたっては、設計・整備から管理・運営までを一括して民間事業者に任せることで、公園の魅力を向上させるとともに経費を削減する事例が増えつつあり、また、平成 29 年度に都市公園法が改正され、Park-PFI 制度が創設されるなど、民間活力の活用を推進する仕組みが整えられていることから、中央公園においても、国有地であることを踏まえつつ、民間活力を最大限活用することが求められる。

(6) 三の丸の試掘・発掘調査の結果を踏まえた柔軟な見直し

三の丸への新たな機能導入を見据え、令和 2 年度において試掘・発掘調査

を予定しているが、調査結果に応じて遺構の保存等の対応が求められることも想定されることから、必要に応じて(1)のコンセプトや(2)の導入機能の柔軟な見直しを行う。

(7) 史跡指定の必要性の有無に関する検討

保存管理計画や整備基本計画では、三の丸について史跡への追加指定を検討することとされていることから、今後実施を予定している三の丸の試掘・発掘調査の結果も踏まえつつ、追加指定の必要性の有無に関して、国及び本市文化財審議会と協議・調整を進めながら検討する。

参考資料⑨

○史跡広島城跡保存管理計画（昭和 63 年 4 月策定）（抜粋）

第 3 章 保存管理計画

2 追加指定

現在史跡に指定されている範囲は、既に述べたとおり、旧城内の一部でしかなく、旧広島城の全域ではない。旧城域の範囲は現在中央公園あるいは都心部の官庁街として整備・開発されているため、旧城域の姿は、全く失われてしまっている。

…（中略）…あわせて、史跡に隣接する都市計画道路で囲まれた部分についても、三の丸の一部であることから、史跡保存のため可能な限り追加指定を検討する。

○史跡広島城跡整備基本計画（平成元年 3 月策定）（抜粋）

第 4 章 具体化計画

1 具体化に向けての考え方

(1) 関連法規への対応と活用

また、これらに関連して、特に次の点を踏まえる必要がある。

○史跡指定区域の検討

現在、史跡として指定されているのは、本丸、二の丸、内堀及び内堀の外縁部の一部を含めた区域であり、城跡との一体的整備が期待される城跡外周部の大半は史跡指定から外れている。

従って、城跡の歴史的環境を維持・向上させる上で、また、三の丸等が位置していた城跡外周部の土地利用を文化財の視点から担保し、保全する上でも、城跡外周部の史跡としての追加指定を検討することが望まれる。

ただし、現在その区域には、中国放送（R C C）の建物など、城跡との関連性のない諸施設が立地しており、追加指定のためには、これらとの調整を十分行う必要がある。

第4章 その他の取組の方向性

4-1 運営・体制

(1) 関係者間の連携強化

中央公園は公益財団法人広島市みどり生きもの協会（所管課：本市緑政課）により、天守閣・二の丸復元建物は公益財団法人広島市文化財団（所管課：本市文化振興課）によりそれぞれ指定管理が行われ、また観光事業は本市観光政策部や公益財団法人広島観光コンベンションビューロー、水堀での遊覧船の運営はNPO法人、イベントは民間事業者等がそれぞれ主に実施するなど、広島城の関係者は縦割りがつ多岐にわたり、関係者間の情報共有等が円滑にできていない状況にある。

このため、関係者が定期的に取り組の提案、協議、情報共有等を行う場を設けるなど関係者間の緊密な連携を図り、機動的な運営を目指す。

(2) 指定管理のあり方の検討

中央公園と天守閣・二の丸復元建物の指定管理者が別主体であることから、両者が十分に連携した運営体制が構築できていないこと、三の丸の導入機能を踏まえた施設整備に当たっては、民間事業者が参入しやすいスキームを構築する必要がある（民間事業者が天守閣を含めた史跡広島城跡内全体の管理運営を一体的に行うことを前提として参入の判断を行うことも想定される）ことから、今後の広島城の望ましい指定管理のあり方について、他都市の事例等の調査も進めながら検討する。

参考資料⑩

○指定管理者制度運用の基本方針（平成29年5月）（抜粋）

2 指定管理者候補の選定

- (1) 指定管理者候補の選定に当たっては、公募を行う。ただし、次に掲げる施設については非公募とする。

ア 施設の性質上、専門的知識や豊富な経験を有する職員等によって継続的・安定的な行政サービスを提供することが必要な施設

◎広島城

5 指定管理者の指定期間

- (1) 専門職員の確保や事業運営の安定性等の観点から、指定期間を長期とする必要がある施設は10年間とする。
- (2) 応募者間の競争性を高めるとともに、事業収入を確保する観点から、公募とする施設のうち利用料金制を導入する施設は5年間とする。
- (3) 非公募とする施設及び公募とする施設のうち利用料金制を導入しない施設は4年間とする。

る。

- (4) 廃止することを予定しているなどその他個別の事情がある施設は市長の定める期間とする。

4－2 広報・情報発信

(1) 公式ホームページの充実

広島城の公式ホームページは来訪者の主要な情報ツールであるが、デザイン性が低いなど「見せ方」が十分でなく、またホームページ内のタブや情報が整理されておらず、広島城跡内で実施される主要なイベント等の情報もほとんど記載されていないなど、来訪者が必要な情報に迅速にアクセスすることが難しい状況にある。

公式ホームページの管理運営主体である指定管理者においてホームページの抜本的なリニューアルを行うなどの必要な対応について、指定管理者と連携して検討する。

(2) パンフレット・案内板の充実

パンフレットや案内板は来訪者が効果的・効率的に見どころに関する情報を知る主要なツールであるが、建物内の主要な展示品や史跡広島城跡内の回遊ルート等が掲載されておらず、二の丸復元建物に入場できることに気付かない、また旧軍関連施設等の観覧につながらない要因となっていると考えられる。

パンフレットについては、作成主体である指定管理者において史跡広島城跡内の観覧モデルルート、見どころ、撮影スポット等を掲載した利便性の高いパンフレットの作成を行うなどの必要な対応について、指定管理者と連携して検討する。

また、案内板についても、史跡広島城跡内の観覧モデルルート、見どころ、撮影スポット等を記載した利便性の高い案内板の設置を行うなどの必要な対応について検討する。

(3) 広報・情報発信の留意点

広報・情報発信に当たっては、情報発信のタイミング（例：観光客に対しては、旅前・旅中のいずれが効果的か）、情報発信場所（パンフレットの配架場所等）やターゲット（市民・日本人観光客・外国人観光客等）別の手法の視点等にも留意する。

4－3 周辺施設との連携

浅野家の庭園として広島城と歴史的つながりの深い縮景園や広島城に隣接するひろしま美術館などの周辺施設と連携し、来訪者の回遊性の向上を図る。

4-4 アクセス

広島城へのアクセスの入口（三の丸付近の表御門、RCC付近の裏御門の2か所）のうち、表御門は平和記念公園や紙屋町方面から地下歩道を通行しアクセスする来訪者の多くが利用すると推定され、都心のトライアングルの回遊性の向上を図る上でも、表御門に至る地下道は重要なアクセスルートである。

地下道の位置が分かりづらく、また暗いイメージが伴うなど、広島城への誘導性が弱い状況にあることから、案内表示の充実や地下道の美装化に向けて検討する。

参考資料⑪

○中央公園の今後の活用に係る基本方針（素案）（令和元年11月）（抜粋）

6 中央公園及び周辺地域を含めた空間づくりの方向性

(2) 回遊性・アクセス性向上に関する取組

○観光サイン及び案内・誘導サインの充実

【短期的な取組み（概ね5年後まで）】

- ・園内や地下道等の観光サイン及び案内・誘導サインの多言語化等、案内表示の充実を図る。

○紙屋町方面からのアクセス

【短期的な取組み（概ね5年後まで）】

- ・紙屋町方面から広島城へアクセスする地下道を美装化するなど魅力向上を図る。

4-5 イベント

広島城の魅力を多くの人々に知ってもらうためには、施設整備等のハード面だけでなく、イベントをはじめとするソフト面の魅力向上・発信が重要である。歴史的・文化的魅力を活かしたイベントや、その他の様々な分野のイベントが多様な主体により開催されるよう、広島城の関係者間の連携強化（4-1(1)参照）をはじめ、必要な方策を検討する。

なお、中央公園全体や周辺エリアでのイベントの状況を踏まえたイベント相互の連携の視点や、若者が楽しめるイベントづくりの視点にも留意する必要がある。

参考資料⑫

○中央公園の今後の活用に係る基本方針（素案）（令和元年11月）（抜粋）

4 中央公園の特性と課題

(2) 課題

イ 平和記念公園・中央公園全体の統一感の不足

- ・中央公園内の施設は、利用者や管理者がそれぞれ異なることもあいまって、各施設間の連携が不十分であり、利用者に配慮した運営が十分に行われているとは言い難い状況にある。
- ・平和記念公園と中央公園との間のみならず、中央公園内においても、幹線道路等で分断されており、全体としての一体的な利用を促す構造となっていない。

4－6 最新技術の活用

スマホアプリやAR・VRをはじめとする最新技術の活用が他都市の城郭でも進んでいることから、これらの先進事例の調査も進めながら、積極的な活用に向けて検討する。

4－7 史跡広島城跡外の歴史スポットの活用

江戸時代には現在の史跡広島城跡の範囲の外も含めて城下町が広がっていたため、現在の市内中心部には城下町の名残が見られることから、史跡広島城跡外の歴史スポットの活用を検討する。

第5章 天守閣の耐震診断調査結果を踏まえた今後の対応

5－1 今後の検討の進め方

天守閣の耐震診断調査結果を踏まえ、建物の耐震性を確保するための方策（耐震改修又は木造再建）について、他都市での耐震改修等の議論の進め方も参考としながら、今後懇談会を中心に具体的な検討を進める。

5－2 検討の留意点

広島城特有の課題である液状化対策、関係法令等の遵守状況、展示への影響、バリアフリー、防火・防災上の観点などにも留意しながら検討する。

第6章 事業推進のあり方

6-1 取組内容の柔軟な見直し

本基本構想は、広島城の築城着手400年目を機して策定した整備基本計画において掲げながら、未完成となっている事項も含め、現時点における市民ニーズ等を反映する事項についての取組方針を提示するものであるが、具体的な取組内容については、今後、天守閣の耐震診断調査結果、三の丸の試掘・発掘調査結果や、市民・観光客のニーズの変化等に応じ、柔軟に見直しを行いながら、その実現に向けて確実に推進することとする。

6-2 フォローアップの実施

本基本構想の実現に向けて確実に推進を図るためには、現行の実施主体が多岐にわたる状況を整理した上で、取組の推進を担う組織を定めるなど、取組状況について定期的なフォローアップを行いながら、PDCAサイクルが実践できる体制を整えることとする。

なお、必要に応じて懇談会にも報告を行うこととする。

第7章 今後のスケジュール

天守閣の耐震対策及び三の丸への機能導入については、令和6年（2024年）を目指し、以下のスケジュールで事業を推進する。

- 令和2年度（2020年度）
 - ・ 広島城基本構想の策定
 - ・ 天守閣：耐震改修又は木造再建の方向性の決定、補強立案（耐震改修の場合）
 - ・ 三の丸：三の丸整備基本計画の策定等
- 令和3年度（2021年度）～令和5年度（2023年度）
 - ・ 天守閣：実施設計・工事（耐震改修の場合）
 - ・ 三の丸：事業者選定、設計・工事、開業準備
バス駐車場の移設、開業（三の丸の整備に影響が出ないように先行して開業）

参考資料

1 広島城のあり方に関する懇談会

広島城の一層の魅力向上を図り、新たな観光拠点として再構築するために、有識者からの意見を幅広く聴くため、広島城の各ゾーン（本丸・二の丸・三の丸）の基本的な方向性と具体的な活用方法に関することなどについて、意見聴取及び情報交換を行う。

(1) 審議経過

ア 第1回懇談会

- (ア) 開催日：令和元年10月9日（水）
- (イ) 開催場所：広島市役所本庁舎14階第7会議室
- (ウ) 審議内容：① 懇談会開催要綱等について
② 座長の選任について
③ 広島城の現状と課題等について
④ 懇談会の進め方について

イ 第2回懇談会

- (ア) 開催日：令和2年1月27日（月）
- (イ) 開催場所：広島市役所本庁舎14階第7会議室
- (ウ) 審議内容：① 広島城基本構想（素案）について
② 懇談会の進め方について

(2) 委員名簿

◎三浦 正幸	広島大学 名誉教授
大庭 由子	安田女子大学国際観光ビジネス学科 教授
本田美和子	広島市郷土資料館 学芸員
辻 孝和	(一社) 日本旅行業協会中四国支部 事務局長
平野 公穂	(株) 中国新聞社地域ビジネス局 事業出版センター部長
飯田 稔督	西日本旅客鉄道(株) 広島支社 副支社長
上田 宗問	上田宗箇流十六代目 家元
金城一国斎	七代金城一国斎
角倉 博志	(公財) ひろしま美術館 副館長
(◎：座長)	

2 観光客・市民ニーズ調査

広島城の歴史・文化の発信拠点及び観光拠点としての魅力向上を図るため、観光客や市民を対象とするニーズ調査を実施した。

(1) 観光客アンケート調査

- ① 実施期間：令和元年 11 月 20 日（水）及び 24 日（日）
- ② 実施方法：日本人及び外国人を対象に、広島城跡内において調査員による聞き取りにより実施
- ③ 設問項目：天守閣の利用状況、課題等
本丸・二の丸の利用状況、課題等
二の丸復元建物の利用状況、課題等
三の丸で整備すべき施設
その他広島城全般について
- ④ サンプル 日本人 165 票、外国人 116 票

(2) 市民アンケート調査

- ① 実施期間：令和元年 11 月 22 日（金）～25 日（月）
- ② 実施方法：広島市民（18 歳以上）を対象とした WEB アンケートにより実施
- ③ 設問項目：天守閣の利用状況、課題等
本丸・二の丸の利用状況、課題等
二の丸復元建物の利用状況、課題等
三の丸で整備すべき施設
その他広島城全般について
- ④ サンプル 600 票 年代（5 区分）・男女均等

3 サウンディング調査

広島城の観光拠点化に向けて、民間事業者の参画可能性、導入機能の可能性、事業化検討に当たっての課題を整理するため、参画が想定される民間事業者に対して意識調査を実施した。

- ① 実施期間：令和元年 11 月～12 月
- ② 実施方法：本事業への参画が期待できる企業 6 社を対象に実施
- ③ 調査項目：本事業の魅力度や課題
本事業への参画意向
導入したい機能・施設
望ましい事業手法 等

4 広島城天守閣耐震診断調査

広島城天守閣の劣化状況及び耐震性能を明らかにするため、コンクリートコア調査等を行った上で、耐震診断調査を実施した。

(1) 建物概要

- ① 建物名称 : 広島城天守閣
- ② 構造・規模 : RC 造 (天守閣入口部分は木造)
 - RC 造 : 地上 5 階建 延床面積 1322.10 m²
 - 木造 : 地上 2 階建 延床面積 36.89 m²

(2) 調査概要

- ① 図面照合劣化調査 : 建設時図面と現況の変更箇所等を確認
- ② コンクリート圧縮強度 : コアを採取し、コンクリートの強度を測定
- ③ 中性化深さ測定 : 採取したコアの表面でコンクリートの中性化深さを測定
- ④ 不同沈下測定 : 柱位置ごとにレベルを測定し、傾斜角を算出